

高齢者等実態調査及び川根本町高齢者保健福祉計画等策定業務委託
特記仕様書

1 目的

介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って高齢者保健福祉及び介護保険事業の方向性を示すとともに、当町の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進し、介護保険事業の安定的な運営を図るために高齢者等実態調査及び「第11次川根本町高齢者保健福祉計画（第10期川根本町介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」を策定することを目的とする。

2 業務名称

高齢者等実態調査及び第11次川根本町高齢者保健福祉計画（第10期川根本町介護保険事業計画・認知症施策推進計画）策定業務
（契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで）

3 業務内容

委託業務は、高齢者等実態調査及び第11次川根本町高齢者保健福祉計画（第10期川根本町介護保険事業計画・認知症施策推進計画）策定に係る一式とし、内容はおおむね以下のとおりとする。

令和7年度（1年目）における業務内容

（1）高齢者等実態調査の実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

ア 目的

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用する。

イ 対象

（ア）一般高齢者810人、要支援高齢者90人

（イ）総合事業対象者200人

ウ 調査方法

郵送（接続方式）

エ 回収率の見込み

令和4年度（前回）実績

一般高齢者：69.6%、要支援高齢者：64.5%、総合事業対象者：80.6%

オ 業務の範囲

- ・調査票の設計、対象者の抽出方法及び接続方式の具体的方法等調査の全般に係る支援（専門的知見に基づく提案）
- ・宛名ラベル、調査票（一般高齢者用及び要支援認定者用、総合事業対象者用の2種類、各16頁を予定）、封筒（往復用）等調査に必要なものの作成・印刷

- ・ 料金受取人払い手続き（返送先は町とし、郵便料金は受託者が負担する）
- ・ 調査票発送業務一式（郵便料金は受託者が負担する）
- ・ 回収調査票の受取
- ・ 調査結果のデータ入力、整理、集計、分析（自由意見の入力、クロス集計による分析、認定データと関連付けた分析を含む）
- ・ 県報告用集計表の作成（指定期日までに県へ報告、報告様式は別途指示）
- ・ 地域包括ケア見える化システム登録のためのデータ作成及び登録支援

カ その他

詳細は今後国及び県からの通知及び実施の手引きが示された後決定すること。

②在宅介護実態調査

ア 目的

高齢者等の適切な在宅生活の継続と、家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討すること。

イ 対象

在宅の要介護認定者400人

ウ 調査方法

郵送（接続方式）

エ 回収率の見込み

令和4年度（前回）実績61.6%

オ 業務の範囲

- ・ 調査票の設計、対象者の抽出方法及び接続方式の具体的方法等調査の全般に係る支援（専門的知見に基づく提案）
- ・ 宛名ラベル、調査票（12頁を予定）、封筒（往復用）等調査に必要なものの作成・印刷
- ・ 料金受取人払い手続き（返送先は町とし、郵便料金は受託者が負担する）
- ・ 調査票発送業務一式（郵便料金は受託者が負担する）
- ・ 回収調査票の受取
- ・ 調査結果のデータ入力、整理、集計、分析（自由意見の入力、クロス集計による分析、認定データと関連付けた分析を含む）
- ・ 県報告用集計表の作成（指定期日までに県へ報告、報告様式は別途指示）
- ・ 地域包括ケア見える化システム登録のためのデータ作成及び登録支援

カ その他

詳細は今後国及び県からの通知及び実施の手引きが示された後決定すること。

（２）打合せ

必要に応じて随時行う。

（３）成果品

ア 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」に係る調査結果

報告書 A 4 版、260頁程度版下データ

イ 各調査結果の集計表（分析結果）一式

ウ ア及びイの電子データ（CD-R）一式

（４）その他

- ・ 県の示す項目以外に町単独の調査項目を追加予定していること。
- ・ 年齢別、性別、要介護度別など独自にクロス集計を行い考察すること。また、クロス集計表をEXCELデータ提出すること。
- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の調査数は状況により総数の中で流動することがあること。

令和８年度（２年目）における業務内容

（１）現状把握・分析

- ア 高齢者保健福祉施策の動向や社会情勢の把握
- イ 上位計画及び関連計画の把握
- ウ 高齢者の状況分析
- エ 実態調査結果分析
- オ 川根本町の施策別実態把握（調査シートの作成を含む。）
- カ 給付実績分析

（２）計画目標量の設定

- ア 将来推計
- イ 各種サービス目標量の設定支援
- ウ 各種事業量、事業費の見込みの算出
- エ 保険料の設定支援
- オ 見える化システム等の入力支援

（３）計画骨子案・計画素案の作成

- ア 目指すべき姿
- イ 基本理念と施策の体系
- ウ 分野別施策
- エ 高齢者保健福祉計画の見直し
- オ 介護保険事業計画の見直し

（４）策定委員会（５回以内）の運営支援

- ア 委員会の運営に係る支援全般
- イ 委員会への出席（助言、提言等）
- ウ 委員会資料の作成
- エ 議事録の作成

(5) 打合せ

計画策定の進行は、十分に事務局と調整を図りながら行うものとするため、必要に応じて打合せを行う。

(6) パブリック・コメントの実施支援

- ア パブリック・コメント実施に関する計画（素案）などの公表資料の作成
- イ 町民等から寄せられた意見の整理、回答素案の作成等の支援

(7) 成果品

- ア 計画書 A4判、100頁程度、本文墨1色、100部及び電子データ（CD-R）一式
- イ 電子データ（CD-R）一式

※計画書は、グラフ作成、レイアウト編集、ワード編集、データ納入、製本等、作成に係る一式を含む。

4 提出書類

受託者は、業務に着手する前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得ること。

- ア 着手届及び業務工程表
- イ 業務担当者等通知書

5 完了検査

受託者は、成果品を発注者に提出し、発注者による検査を受けること。

その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による委託者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うこと。

6 納品及び納入期限

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入すること。

業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに町が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。

- ア 「3 業務内容」の「令和7年度（1年目）における業務内容の「(3) 成果品」の納入期限令和8年3月31日
- イ 「3 業務内容」の「令和8年度（2年目）における業務内容の「(7) 成果品」の納入期限令和9年3月31日

7 注意事項

- (1) 本業務を遂行するに当たっては、国及び県の基本指針に即して、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、必要かつ適切な人員配置を行い、正確かつ丁寧に業務を遂行しなければならない。
- (2) 本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、借用書と引き換えに貸与するものとする。

- (3) 国・県の施策動向が示された場合は、随時計画（案）に反映すること。
- (4) 当該計画に係る事項について、契約後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (5) 他市町における先進事例の情報提供を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務における報告、連絡等について速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては当町との協議を要するものとする。
- (9) 業務の履行にあたり、十分な知識及び実績を有する者を配置すること。
- (10) 成果品の取り扱いについては、著作権は当町に帰属するものとする。
- (11) 高齢者等実態調査及び川根本町高齢者保健福祉計画等策定業務委託公募型プロポーザル募集要項において提案した内容に基づき業務を履行すること。
- (12) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、町と別途協議すること。

8 事務局（問い合わせ先）

〒428-0313

静岡県川根本町上長尾627

川根本町高齢者福祉課長寿介護室（担当：佐々木）

TEL 0547-56-2234

FAX 0547-56-2235

Email:koreisha-fukushi@kawanehon.lg.jp